

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人西南女学院
②設置大学名称	西南女学院大学
③担当部署	事務部庶務課
④問合せ先	093-583-5130
⑤点検結果の確定日	2025 年 5 月 28 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 6 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.seinan-jo.ac.jp/guide/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・ 建学の精神、教育理念、使命・目的について、本学ウェブサイト等で広く公表するとともに、学校行事等で説明をしています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	・ 使命・目的及び教育目的を三つの方針に反映させるとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築しています。 ・ 入学から卒業に至るまでの学びの道筋を学則、シラバス、学生便覧等で明確に示しています。 ・ 本学における内部質保証のための恒常的組織体制として、「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」「教学IR推進室」を設置し、点検・評価を連携・協働して行っています。 ・ 三つの方針を起点とする学修成果の点検・評価は、教学マネジメント会議が「アセスメント・ポリシー」に基づき、「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の三段階に分けたアセスメントチェックを実施しています。それぞれの学修成果の評価に連続性を持たせ、全学的な教育改善につなげる体制を構築しています。 ・ 三つの方針を踏まえた点検・評価は、学外者の参画を得て実施しています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	・ 「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」等に学長の責務（役割・職務範囲）、学長補佐体制（副学長及び学部長の役割・職務の範囲）、大学評議会及び教授会について規定し、教学組織の権限と役割を明確にしています。 ・ 全学的な重要事項を審議するため、大学評議会を設置しています。学長は議長となり、大学評議会の審議事項に関して、大学評議会の意見を参酌して大学としての最終決定を行っています。 ・ 大学評議会のほかに、学長が議長となる会議は、「入学試験会議」「点検評価改善会議」「教学マネジメント会議」及び「運営会議」（教授会及び別科会の議題整理を行う会議）があり、大学の意思決定及び教学

	マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立しています。 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会（別科会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることであります。学長は、学校教育法に定める教育研究に関する重要な事項で教授会及び別科会の意見を聴くことが必要なものを「学長決定」として定めて周知しています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則」「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」「委員会及び執行機関の役割に関する規程」において、職員の配置や役割を明確化しています。事務職員は、学内の会議、委員会及び検討会に構成員、オブザーバーとして参画し、教職協働による大学運営体制をとることによって、教学マネジメントが円滑に機能するよう整備しています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	- FD 実施の方針のもと、点検評価改善会議 FD 部門によって、本学教員に必要とされる能力及び資質向上を図ることを目的とした全学的な FD 活動を企画・実施しています。 - SD 実施の方針のもと、「西南女学院職員研修(SD)規程」を定め、大学職員として職務の遂行に必要な知識及び技能等の習得並びにその能力及び資質の向上を目的とした SD を実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人の中期計画（2022-2026）2024 年度版 Mission「要」及び「西南女学院大学グランドビジョン 2030」を指針とした大学・短期大学部の中期計画「要」Transformation（2022-2026）2024 年度版を策定し、実行しています。
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	学院及び大学の中期計画は、計画の進捗状況及び次年度以降の課題について検証を行い、結果を公表しています。また、必要に応じて計画の見直しを行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・ 建学の精神「感恩奉仕」に基づく人材育成とともに、社会の要請に応じた学びの機会（リカレント教育・生涯教育）を提供しています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・ 教育・研究と地域社会をつなぐ地域貢献活動拠点として、学長直轄の部局横断的組織として、「地域連携室」を設置しています。 ・ 2025 年度からは「地域総キャンパス」を旗印に地域すべてをキャンパスと捉え、地域の課題に取り組む学びを開始します。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	・ 性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めています。 ・ 本学の学生が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、障害について理解を深めながらともに学び合うキャンパスの実現に資するため、「障害学生支援に関する基本方針」を定め、学生総合支援室を中心に、円滑かつ迅速・適切な合理的配慮の提供に努めています。また、身体に障害を持つ学生の支援として、学生サポーター・教職員による支援体制を整えています。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	・ 男女共同参画社会の実現に向け、役員や評議員等への女性登用を積極的に進めています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	・ 「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、理事の責務を踏まえた適切な人材を確保するため、役員の構成について協議を行う協議会を設置し、選任過程における透明性を確保しています。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	・ 「学校法人西南女学院寄附行為」、「学校法人西南女学院理事会運営規則」等に理事会の役割及び理事の責務を定めています。評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立することにより、運営の透明性を

	確保するとともに、学内での意思決定が多角的な視点に基づいて行われるようにしています。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	・学校法人運営に必要な識見を習得できるように、新任・外部を含む理事には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	・「学校法人西南女学院寄附行為」に監事及び会計監査人の選任基準を明確に定めるとともに、役員の構成について協議を行う協議会を設置し選任過程における透明性を確保しています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	・「学校法人西南女学院監事監査規程」に基づき、監事、会計監査人、内部監査部門との密接な連携体制を構築し、監査体制を強化しています。また、監査計画・結果等について意見交換を行い、監査計画を定期的に見直すなど、実効性を確保しています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	・監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	・「学校法人西南女学院寄附行為」に評議員の選任方法や属性・構成割合を明確に定めるとともに、役員の構成について協議を行う協議会を設置し、選任過程における透明性を確保しています。
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	・「学校法人西南女学院寄附行為」、「学校法人西南女学院理事会運営規則」等に評議員会の役割及び評議員の責務を定めています。理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立することにより、運営の透明性を確保するとともに、学内での意思決定が多角的な視点に基づいて行われるようにしています。
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	・学校法人運営に必要な識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員には情報提供や研修機会を確保するように努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	・「学校法人西南女学院リスクマネジメント及び危機管理に関する基本方針」に基づき、「学校法人西南女学院危機管理規程」「西南女学院防災管理規程」を定めています。 ・大学・短期大学部においては、「西南女学院大学消防計画」を定め、発生を予見すべき自然災害への対応として、リーフレット「防災ガイド」を作成し、学生と教職員へ配付しています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	・「内部統制システムの基本方針」に基づき、「学校法人西南女学院コンプライアンス・マニュアル」・「学校法人西南女学院コンプライアンス管理規程」を定め、法令・寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。また、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口を設置するなど、内部通報体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・「情報公開に関する方針」に基づき、法人運営・教育研究活動等の状況を本学ウェブサイト公表しています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・本学ウェブサイトは、ユーザーが閲覧する媒体（PC、タブレット、スマートフォンなど）の画面サイズに応じて最適な表示が行われるよう、レスポンシブデザインを採用しています。また、情報の正確性と視認性を確保するため、内容に応じて PDF 形式で公開を行うなど、発信方法にも工夫をしています。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明